

## 景観法・都市緑地法のフォローアップについて

平成 15 年 7 月に「美しい国づくり政策大綱」が策定され、これを受けて、平成 16 年に景観緑三法として、わが国で最初の景観に関する総合的な法律である景観法が制定されるとともに、都市緑地法等の改正がなされたところであるが、今年で施行後 5 年目を迎える中で、これらの施行状況をフォローアップすることとする。

(参考)

### ・景観法の施行状況（平成 21 年 6 月 1 日時点）

- ◇景観行政団体 都道府県（47）、政令市（18）、中核市（41）の他、都道府県の同意を得て景観行政団体になった市町村（297） 計 403 地方公共団体
- ◇景観計画策定団体 近江八幡市(H17 策定)など 175 団体
- ◇景観地区 京都市（美観地区からの移行）、江戸川区（新規）など 26 地区
- ◇準景観地区 岩手県平泉町など 3 地区
- ◇景観重要建造物 宮崎県庁本館など 75 件
- ◇景観整備機構 （財）京都市景観・まちづくりセンターなど 延べ 46 法人

### ・改正都市緑地法の施行状況（平成 20 年 3 月末時点）

- ◇緑の基本計画（H16 拡充） 691 市区町村（策定中（58 市区町村）含む）
- ◇緑化地域（H16 創設） 名古屋市、横浜市が指定済み、世田谷区等が具体的に検討中
- ◇地区計画等緑化率条例（H16 創設） 7 市区町村 16 地区
- ◇緑化施設整備計画（H16 拡充） 8 市町村 22 件
- ◇緑地保全地域（H16 創設） 実績なし、名古屋市等で地区指定検討中